

御嶽山火山防災避難計画（防災対応）の修正について

1 基本方針

- (1) 想定火口域変更に伴う剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合の該当部分の修正
- (2) 2014年噴火を踏まえ、より具体的な防災対応を検討、記載
 - ※「継子岳からの噴火の場合」「噴火地点不明の場合」の防災対応及び住民等の避難計画等その他の修正については、来年度以降検討のうえ実施する。

2 記載方針（主な変更点）

- (1) 噴火直後の初動対応を記載 **新規**
 - 《噴火直後は、規模にかかわらず、登山道入り口で規制、登山者を下山させる。》
- (2) 火山の活動状況に応じた防災対応を記載（噴火警戒レベル1から3）
 - ・噴火警戒レベルが引き上げられた際の防災対応 **修正**（対応及び記載方法整理）
 - ・噴火警戒レベルが引き下げられた際及び引下げ後等の防災対応 **新規**
 - ・レベル1において「火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合及び住民等から異常現象に関する発見者通報があった場合」の防災対応 **新規**
- (3) 規制箇所の設定方針
 - 以下の項目等について「規制箇所の設定方針」として記載 **新規**
 - ・規制箇所の考え方
 - ・規制箇所を警戒が必要な範囲の内側とする場合の理由、考え方
 - ・規制箇所を状況によって変える場合の説明

※ただし、規制箇所を変える時のプロセスが少ないもの（隣接市町村との調整、協議会での事前調整や安全確認等があまり必要でないもの）については、防災対応図の下の箇条書きに記述
- (4) レベル4・5の防災対応
 - 居住地域ごとに分割し、予想される火山現象（火砕流、融雪型火山泥流）により対応を分けて記載 **新規**
 - ※防災対応に変更なし

3 その他

- (1) 今回変更を行った剣ヶ峰南西斜面の想定火口域の名称は、「地獄谷火口」として運用する。